

## 最近の判例から

(1)

## 欠陥マンションの売買と媒介業者、銀行等の責任

(東京地判 平一〇・五・一三 判タ九七四一二六八) 二木 卓馬

修理不能な雨漏りのあるマンションを、その事実を秘して買主に購入を勧め、契約を締結させた、媒介業者、銀行、税理士に、重要な事項告知義務違反があるとして、不法行為責任を認め、損害賠償を命じた事例(東京地裁

平成一〇年五月一二日判決 控訴 判例タイムズ九七四号二六八頁 金融・商事判例一〇四六号五頁)。

**一 事案の概要**

本件事案は、非常に複雑であるが、簡潔に要約すると、次のとおりである。

買主Xは、昭和六三年五月、媒介業者Y<sub>2</sub>の媒介で、売主Y<sub>1</sub>から、賃貸用マンション一棟(土地付)を、六億七、三一七万円で買い受けた。本件購入は、Xが、相続税対策のため、顧問税理士Y<sub>3</sub>の勧めにより、Y<sub>4</sub>銀行から七億一、

〇〇〇万円の融資を受けて、行つたものであった。

本件マンションは、Y<sub>1</sub>(Y<sub>4</sub>の重要顧客)が、Y<sub>4</sub>の肝煎りで、施工業者Aに赤字受注させて、昭和六〇年一〇月建築したものであつたが、昭和六一年秋ころから雨漏りがあり、昭和六二年二月の千葉東方沖地震後ひどくなり、応急措置で一時的には止まつたが、完全に止まつてゐるわけではなく、いつ再発するか分からず、施工業者Aが責任上買取りを考慮する程度の重大な不具合のあるものであつた。

しかし、本件契約の重要な事項説明の際、Y<sub>2</sub>は、「過去に雨漏りがしたことがあるが、修理をして、現在は止まつている」との説明をし、Y<sub>3</sub>、Y<sub>4</sub>は、雨漏りの実態を知りながら、これを正さなかつた。むしろ、Y<sub>4</sub>は、Y<sub>1</sub>との信頼関係の喪失を恐れて、本件マンションを危介

面土地をY<sub>3</sub>の事務所用地として取得しようとしていた。

Xは、同年九月、Y<sub>3</sub>の要望に応じて、本件土地のうち前面土地を、Y<sub>3</sub>に、一億二、八四四万円で売却した。

Xは、契約締結後修理費六〇〇万円を受け取つたが、引渡しを受けてみると、雨漏りがひどく、平成元年八月の台風で大漏水が発生し、設計・施工上の欠陥により、修理不能なことが判明した。

Xは、平成四年、Y<sub>1</sub>に対し、前面土地以外の契約を解除して、代金の返還を求め、平成六年、登記の抹消等と引換えに三億八、三三一万円の支払いがY<sub>1</sub>に命ぜられた(東京高判 平六・五・一五 判タ八七四一二〇四)。

Xは、別途、Y<sub>1</sub>らは本件マンションが欠陥建物であることを知りながら、Xに告知せずには、売却したとして、本件損害賠償請求訴訟を提起した。

**二 判決の要旨**

これに対して、裁判所は、次のような判断を下した。

(1) Y<sub>2</sub>については、媒介業者として、本件マンションの雨漏りはいつ再発するか分からず、施工業者Aが責任上買取りを考慮する

- 程重大な不具合であることを知りながら、  
……「過去雨漏りがしたことあるが、修理  
をして、現在は止まっている」との説明を  
したに止まり、意図的に売買契約の成否を  
左右する重要な情報を隠したから、損害賠償  
義務を負うとし、  
(2) Y<sub>3</sub>については、契約交渉を主導した仲介  
者の地位からして、重要な情報を告知する義  
務があるので、Y<sub>2</sub>の説明を正さなかつたか  
ら、損害賠償義務を負うとし、  
(3) Y<sub>4</sub>については、Y<sub>1</sub>側の仲介者兼財務コン  
サルタントとして、重要な情報を告知する義  
務があるので、Y<sub>2</sub>の説明を正さなかつたか  
ら、損害賠償義務を負うとし、  
(4) Y<sub>2</sub>、Y<sub>3</sub>、Y<sub>4</sub>に対し、Xの請求額一億一、二  
四七円の支払いを命じたが、  
(5) Y<sub>1</sub>については、雨漏りについての詳しい  
報告を受けておらず、その重大性について  
の認識があつたとはいえないから、損害賠  
償義務を負わないとした。

### 三 まとめ

本件判決の指摘するところによると、本件  
は、Y<sub>4</sub>銀行がその重要顧客Y<sub>1</sub>に本件賃貸マン  
ションの建設を勧め、施工業者Aに赤字受注

させたところ、千葉東方沖地震の影響もあつ  
て、雨漏りがひどく、修理不能なものであつ  
たが、Y<sub>4</sub>は厄介払いをしようと見え、Y<sub>2</sub>、Y<sub>3</sub>  
の協力を得て、Xに売却したもので、同購入  
後修理不能が判明したという事案である。  
媒介業者が、「意図的に売買契約の成否を左  
右する重要な事項を隠した」として、その責任  
を問われるのは当然であろうが、銀行が本件  
事案の主役として、また、税理士が主導的役  
割を果たしたとして、不法行為責任を問われ  
たのは珍しいであろう。

詳細な事実認定の下に、説得力に富む判決  
である。実務上、影響の大きい判決であろう。  
なお、別訴事件の判決(第一審 東京地判 平  
四・九・一六 判時一四五八一八七、控訴審  
東京高判 平六・五・二十五 判タハ七四一  
〇四)も、参照されたい。

(調査研究部研究員)

## 地下壁の排水設備の瑕疵

(神戸地判 平九・九・八 判タ九七四一一五〇)

小林 誠吾

### 最近の判例から (2)

土地付建物の売買において、地下室の二重  
壁を設けなかつたために浸水現象が生じたと  
して、買主が、売主業者に対し瑕疵担保責任  
に基づく契約の解除を、また、建築業者に對  
し不法行為責任を訴求した事案において、売  
主業者の瑕疵担保責任を認めたが、建築業者  
の不法行為責任を否定した事例(神戸地裁平

Y<sub>1</sub>から、建築業者Y<sub>2</sub>の施工に係る土地付建物  
(鉄筋コンクリート造、地下一階地上二階)

買主Xは、平成二年七月二〇日、売主業者  
成九年九月八日判決 控訴 判例タイムズ九  
七四号一五〇頁)

### 一 事案の概要